

## ふくいメディカルネットサイト上でのバナー広告掲載に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふくいメディカルネット（以下、ネットワーク）サイトに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ネットワークログイントップWebサイト（ログイン画面）

ふくい医療情報連携システム運営協議会が管理するネットワークログインWebサイトであり、ネットワーク参加施設のみが参照可能とする。

#### (2) 周知用Webサイト

ふくい医療情報連携システム運営協議会が周知用に開設しているWebサイトであり、医療機関や県民が参照可能とする。

#### (3) 広告

文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）が本協議会が指定する場所にバナーを掲載する機能を有する。また、バナーからのリンク情報はネットワークログイントップWebサイトについては、外部へのリンクは行わないものとする。

また、周知用Webサイトについては、外部へのリンクを許可する。

### (広告の掲載位置およびスペース)

第3条 広告はネットワークログイントップWebサイト並びに周知用Webサイトに掲載するものとする。

(2) 広告の掲載位置およびスペースは、協議会が定めるトップページの特定の場所とする。

### (広告の範囲)

第4条 広告およびその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
- (2) 政治性または宗教性のあるもの
- (3) 思想、信条または宗教に関係あるもの
- (4) 社会問題についての主義または主張があるもの
- (5) 誇大または虚偽の恐れのあるもの

- (6) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (7) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (9) 第三者を誹謗、中傷または排斥するもの
- (10) 氏名または意見を広告しようとするもの
- (11) その他掲載することが適当でないと協議会が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格について、次のとおりとする。

- (1) 大きさは幅200ピクセル、高さ50ピクセル
- (2) 容量60kb未満
- (3) アニメーションGIF可能
- (4) インターレース GIF89a フォーマット形式

(ネットワークログイントップWebサイト内のHTMLファイル)

第6条 Webサイト内におけるHTMLファイルの規格は、次のとおりとする。

- (1) 1利用契約あたり10Mb未満（ファイル数は自由）
- (2) ファイル名は、当協議会が指定したものを利用する
- (3) CGI プログラムは利用不可

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は、以下のとおりとする。掲載期間の延長が必要な場合にて別途掲載料を支払うものとする。

- (1) 掲載期間

広告掲載の契約は6ヶ月を単位とする。

- (2) 掲載料

広告掲載料金は、契約期間に従い6ヶ月を単位とし、1ヶ月 ¥10,000（税抜）する。  
また、契約期間終了前に掲載の中止を希望する場合は、掲載の中止は行うが掲載料金の返金はしない。

なお、当協会より掲載の中止を通告する場合には、中止の時点から契約終了までの期間分を、掲載料金の月割りで返金する。

- (3) 情報の更新期間

最短、2ヶ月単位より更新が可能とする。

(広告掲載の募集方法)

第8条 広告の募集は、当協議会が行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 ネットワークログイントップWebサイトならびに周知用Webサイトへの広告の掲載を希望する者は、当協議会事務局に「様式第1号 コンテンツ掲載届出書」にて申し込むものとする。

- (2) 当協議会は届出受理後、届出受領書(様式第2号)を発行する。
- (3) バナー広告掲載希望会社より「様式第3号 コンテンツ登録依頼書」ならびに「コンテンツのデータ」を協議会に提出してもらい、ネットワークログイントップWebサイトについては、データセンター提供事業者(富士通)に送付し、また周知用Webサイトについては協議会にてコンテンツの登録・管理をする。
- (4) コンテンツ登録変更がある場合には、様式第4号において、当協議会まで提出するものとする。
- (5) 広告の掲載の中止について、様式第5号において、当協議会まで提出するものとする。その際、当協議会にて掲載の中止を受理後は、様式第6号において速やかに連絡し、両Webサイトより広告掲載を削除する。

(データセンター提供会社の責務)

第10条 データセンター提供会社(富士通)は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任および負担において解決しなければならない。

(サービスの停止)

第11条 当協議会は次に該当する場合には、当協議会の判断により利用契約者に事前に連絡することなく、サービスの運用の全部または一部を停止することができるものとする。その際、当協議会は次項に基づくサービスの提供の中止によって生じた利用契約者の損害について一切責任を負わない。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、当協議会が運用するネットワークログイントップWebサイト並びに周知用Webサイトの電気通信設備の停止を行った場合。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、協議会が運用するネットワークログイントップWebサイト並びに周知用Webサイトの電気通信設備が停止・故障した場合。
- (3) 協議会が運用するネットワークログイントップWebサイト並びに周知用Webサイトの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合。
- (4) 協議会が運用するネットワークログイントップWebサイト並びに周知用Webサイトの電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
- (5) 法令による規制、司法命令等が適用された場合。

(6) 当該利用契約者が当協会の利益に反する行為を行うか、行う恐れのある場合。

(7) 当該利用契約者が本サービス利用規約の何れかの条項に違反した場合。

(損害賠償)

第12条 当協議会は、利用契約者に対して発生した全ての損害に対しいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

(2) 利用契約者の責において当協議会が損害を被った場合、当該利用契約者は当協議会に対して利用契約の解除の如何にかかわらず損害賠償の義務を負うものとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会とデータセンター提供会社（富士通）の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(制定期日)

1 平成25年11月12日制定。

(施行期日)

1 平成26年4月1日施行。